

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年では、少子高齢化の急速な進展に加えて、世帯の小規模化、個人の多様化等により、地域での人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域社会での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会の在り方も大きく変わってきています。

このような中、国においては、平成12年に社会福祉法を改正し、地域の在り方として住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性を明確にしました。

本市においても、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年問題への対応や、人口減少の克服に向けた地方創生の取り組み等を推進していくことが求められており、支援の必要な高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者はもちろんのこと、子育て家庭の孤立、貧困の拡大などさまざまな課題が増加しております。これらの住民の福祉ニーズを解決するためには、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

このように、住民や行政、社会福祉関係団体、事業者等の協働による支え合いの福祉のまちづくりを進めるための計画として、市町村に対して「地域福祉計画」、市町村社会福祉協議会に対して「地域福祉活動計画」の策定が求められています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

● 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市における地域の助け合いによる福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、ともに生きる地域社会づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

● 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定に基づき社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

2つの計画の実効性を高めるためには、市と社会福祉協議会が地域の生活課題や福祉課題、地域資源及び提供できる福祉サービスの現状について認識を共有しながら、地域福祉の推進に係る各種取り組みのための環境づくりや支援をともに推進していく必要があります。

社会福祉法（抜粋）

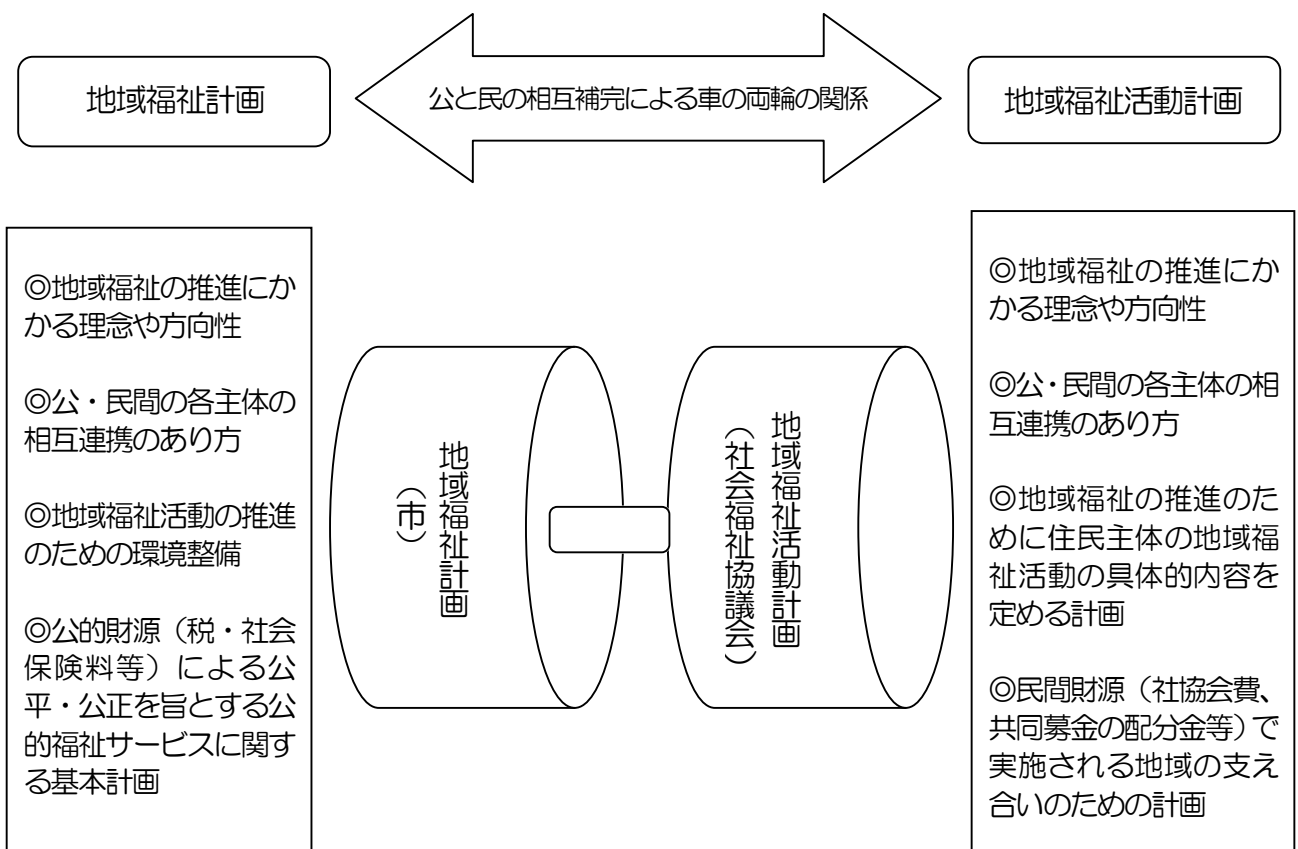
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

●両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、ボランティア団体、NPO、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、高萩市及び高萩市社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。



2. 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれともなう家族機能の弱体化、近隣住民同士のつきあいの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大などが、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからもさまざまな生活課題や福祉問題が多様化し増加していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を生かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

また、日常生活のみならず、災害時においても家族だけではなく地域に暮らす人々の支え合いや助け合いといった、人と人とのつながりの大切さが再認識されており、地域の人々のつながりを深めていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで大変重要となります。

社会福祉法（抜粋）

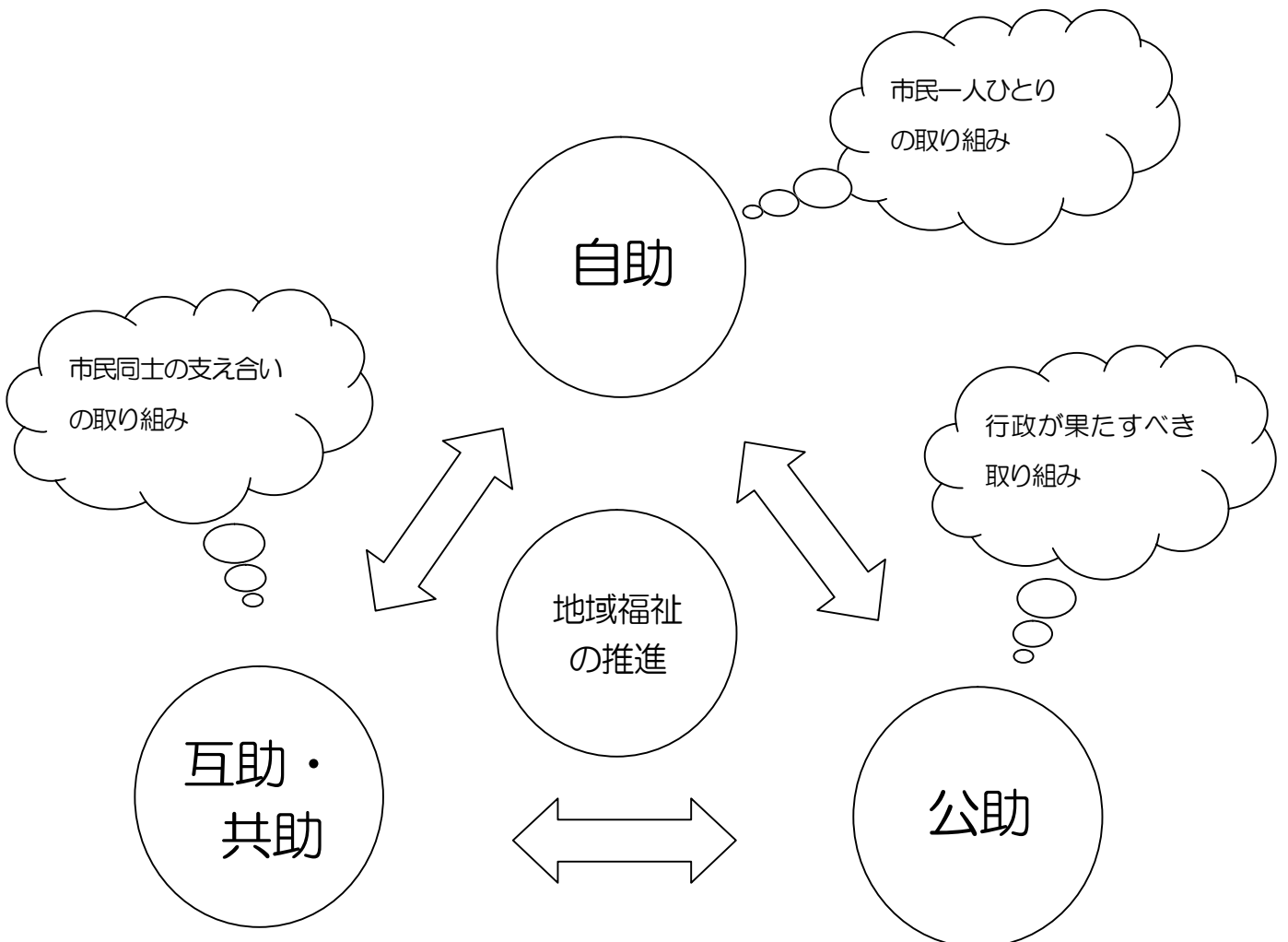
（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



● 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

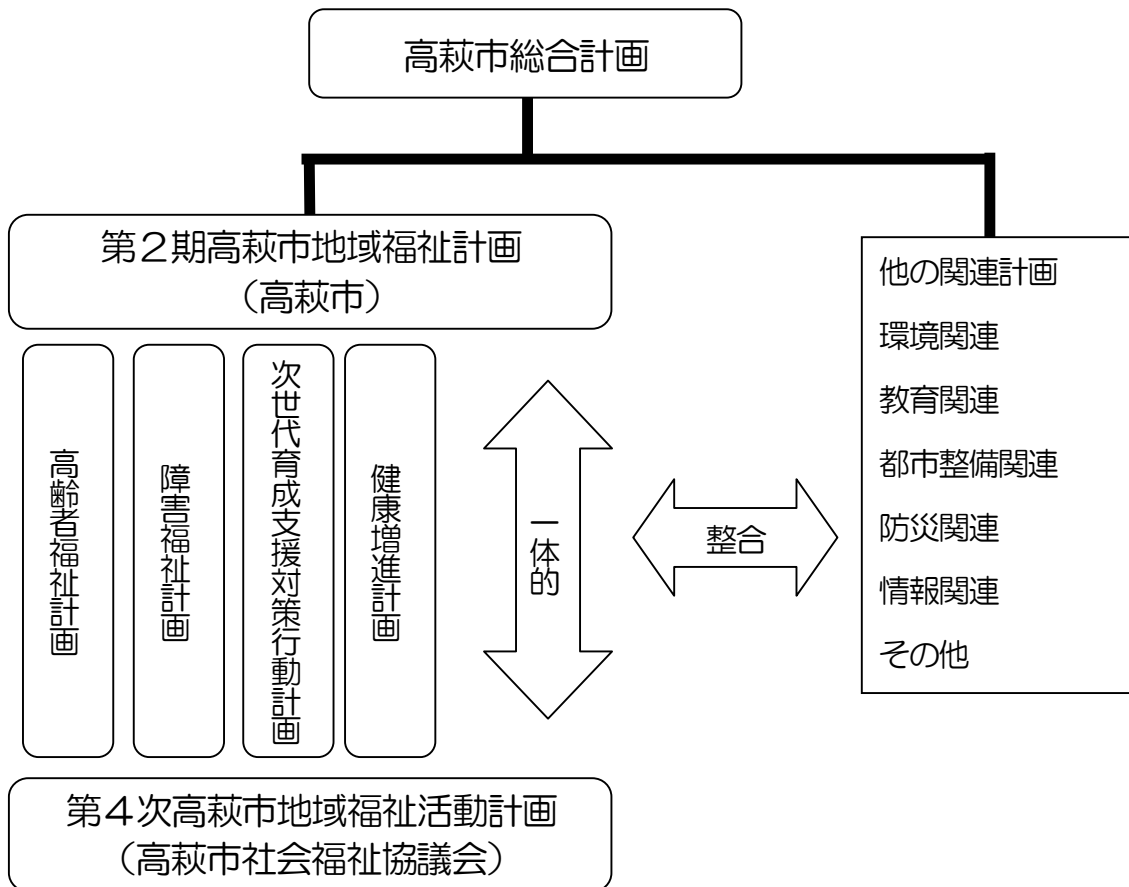
これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。人々が生活を営んでいる場所としての地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすい場所となるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの活動（自助）や、隣近所の住民同士などがお互いに支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。同時に、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などによる地域で組織化された活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などにより自助や互助の「力」が低下するなか、その重要度がますます高まっています。



3. 計画の位置づけ

本計画は、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。また、本計画は、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障害福祉など、他の福祉分野における行政計画、並びに他の関連計画との整合性・連携を図り、これらの計画を内包する計画であり、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。

「高萩市地域福祉計画・高萩市地域福祉活動計画の位置づけイメージ」



4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

[高萩市地域福祉計画及び高萩市地域福祉活動計画の期間]

年度	H29	H30	H31	H32	H33
高萩市	➡ 第2期高萩市地域福祉計画				
高萩市社会福祉協議会	➡ 第4次高萩市地域福祉活動計画				

5. 計画の策定体制

(1) 地域福祉に関するアンケート（高萩市）

市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定するための基礎資料として活用することを目的に市民アンケートを実施しました。

①調査対象：一般市民 平成 28 年 12 月 1 日現在、市内に在住する 18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）

小中学生 市内の小学 6 年生 241 人及び中学 3 年生 267 人（合計 508 人）

②調査期間：一般市民 平成 28 年 12 月 14 日～12 月 28 日

小中学生 平成 28 年 12 月 12 日～12 月 26 日

③調査方法：一般市民 郵送調査（郵送による配布、郵送による回収）形式

小中学生 小中学校を通して配布・回収

④回収結果

種類	配布数	回収数	回収率
一般市民アンケート	2,000 票	821 票	41.1%
小中学生アンケート	508 票	490 票	96.5%

(2) 地域福祉活動に関するアンケート（高萩市社会福祉協議会）

福祉関係団体の状況や活動等を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定するための基礎資料として活用することを目的に団体等アンケートを実施しました。

①調査対象：各社会福祉協議会支部活動従事者及び社会福祉協議会会員等、社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会ボランティアセンター

登録者、各社会福祉団体、高萩高等学校・高萩清松高等学校・第一学院高等学校
生徒及び保護者（市内在住）

②調査期間：平成 29 年 1 月 18 日～2 月 10 日

③調査方法：郵送又は社会福祉協議会支部やボランティアグループ、社会福祉団体の役員等を通じてアンケート用紙を配布し、郵送で回収。高等学校の生徒については、学校を通じて配布・回収

④回収結果

種類	配布数	回収数	回収率
団体等アンケート	1,313 票	752 票	57.2%
高校生アンケート	199 票	152 票	76.4%

（3）策定委員会

○高萩市地域福祉計画策定委員会（高萩市）

この計画の内容について調査・審議する機関として、高萩市地域福祉計画策定委員会を設置しています。この委員会では現状や課題を踏まえ、さまざまな視点から高萩市の地域福祉の推進に向けた基本理念や施策・活動のあり方について、3回にわたり審議しました。

①第1回：平成 28 年 12 月 12 日

②第2回：平成 29 年 2 月 23 日

③第3回：平成 29 年 3 月 27 日 ※両計画策定委員会の合同で開催

○高萩市地域福祉活動計画策定委員会（高萩市社会福祉協議会）

この計画の内容について調査・審議する機関として、高萩市地域福祉活動計画策定委員会を設置しています。この委員会では現状や課題を踏まえ、さまざまな視点から高萩市の地域福祉の推進に向けた基本理念や施策・活動のあり方について、3回にわたり審議しました。

①第1回：平成 29 年 1 月 16 日

②第2回：平成 29 年 3 月 6 日

③第3回：平成 29 年 3 月 27 日 ※両計画策定委員会の合同で開催

（4）計画（案）に対する市民意見の募集（パブリックコメント）

この計画（案）の内容について市民に公表し、幅広い意見を伺い計画に反映するため、市民意見を募集しました。

①募集期間：平成 29 年 3 月 14 日～3 月 26 日